

浄化槽

## 合併浄化槽への切替について

市では、市民の皆さんが生  
活排水対策について、積極的  
に協力していただくために、  
合併処理浄化槽の設置費用に  
かかる経費に対して補助金を  
交付しています。令和5年度  
からは工事費の負担軽減のため  
、単独処理浄化槽の撤去費  
を増額(9万円↓12万円)して  
います。

美しい環境を未来に残すた  
めにも、積極的な切り替えを  
お願いします。

### 令和5年度からの変更

単独処理浄化槽から合併処  
理浄化槽への転換に伴う既存  
の単独処理浄化槽撤去費補助  
を増額(9万円↓12万円)

建物の用途 専用住宅

※下水道区域内は対象外です。

補助金額

- ・5人槽 33万2千円
  - ・7人槽 41万4千円
  - ・10人槽 54万8千円
- 単独処理浄化槽を撤去し切替  
12万円(上限)

汲み取り槽を撤去し切替  
9万円(上限)

※単独処理浄化槽または汲み  
取り槽の撤去に要する費用  
に対する補助で、撤去が伴  
わない場合は対象となりま  
せん。また、建築物の建て  
替えによる場合も対象とな  
りません。

廃止する単独処理浄化槽の  
雨水貯留槽への再利用

9万円(上限)

※単独転換により使用廃止す  
る単独処理浄化槽を雨水貯  
留槽へ再利用するための費

用が対象となります。

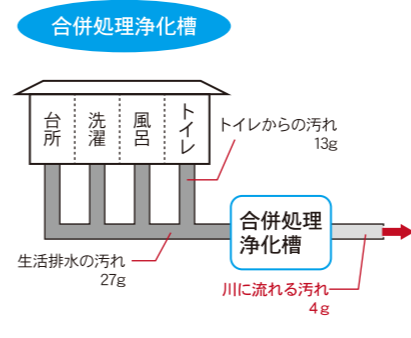
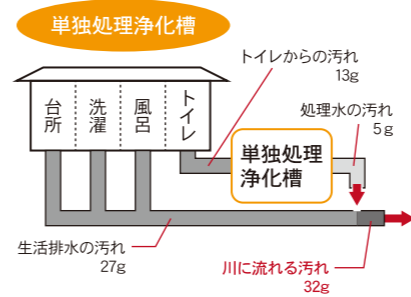
単独処理浄化槽または汲み  
取り槽からの転換に伴う宅  
内配管工事費の補助  
30万円(上限)

※転換に係る掛かり増しの  
宅内配管工事費

合併浄化槽への流入管(ト  
イレ、台所、洗面所、お風  
呂等からの排水)、升の設置  
および住居の敷地に隣接す  
る側溝までの放流管が対象  
となります。

■問合せ 市民生活課環境整  
備係 TEL761097

### 処理のイメージ



軽自動車税

## 軽自動車税に関するお知らせ

### 身体障害者等に対する 軽自動車税の減免について

障害者手帳の交付を受けてい  
る方が所有する軽自動車(身体障  
害者で18歳未満の方や知的障害  
者または精神障害者と生計を同  
じくする方が所有する場合を含  
む)について、普通自動車税の減  
免を受けている場合を除き、軽自  
動車税減免の制度があります。

次に掲げる書類等を持参のう  
え、5月24日(水)までに税務課課  
税係(7番窓口)で減免申請の手  
続きを行ってください。

※前年度に減免を受けた方も、  
毎年手続きが必要です。

なお、障害の等級や状態、また  
運転する方などの条件によって、  
該当しない場合もありますので、  
詳しくは、税務課課税係(7番窓  
口)へお問い合わせください。

申請期間 5月24日(水)まで  
申請に必要なもの 軽自動車税  
納税通知書、運転免許証、車検証、  
マイナンバーカード(通知カード  
で可)、手帳(身体障害者、療育、  
精神障害者保健福祉、戦傷病者)  
※運転者が手帳の交付を受けて  
いる本人でない場合、前記必要

書類に加えて生計同一証明書  
が必要です。

### 軽自動車税納税証明書 (継続検査用)について

令和5年1月から軽自動車税  
納付確認システム(軽JNKS)の  
運用開始により、車検を受ける際  
の納税証明書の提示が原則不要  
となりましたが、軽JNKSへの  
納税データ登録には数日の期間  
を要する為、納税後すぐに車検  
を受ける場合は引き続き納税証  
明書の提示が必要となります。

あらかじめ送付した納付書で納  
付される方は、領収書が継続検  
査用の納税証明書になりますの  
で、車検証と一緒に保管し、継続  
検査に備えてください。

また、口座振替を利用されてい  
る方の軽自動車税は、5月31日に  
指定の口座から引き落とされます。  
引き落とし結果のデータが届く  
までの期間(5月31日～6月6日)  
は、納税の確認が取れず軽自動車  
税納税証明書(継続検査用)の発  
行ができません。証明書の必要な  
方は、軽自動車税の引き落とされ  
た預金通帳を記帳のうえ、税務課  
8番の窓口で申請してください。

### 軽自動車の経年車重課 税について

地球温暖化防止および大気汚  
染防止の観点から国のグリーン  
化施策を進めるために、平成28  
年度以降順次、最初の新規検査  
(新車の登録)から13年を経過し  
た軽四輪車等について「経年車重  
課」が適用されています。  
今年度は、平成22年3月以前  
に最初の新規検査をされた車が  
対象となります(新規検査の年月  
は車検証の初度検査年で確認で  
きます)。

■問合せ 税務課課税係 TEL7  
61066

車種区分		重課税率
三輪		4,600円
四輪	乗用	自家用 12,900円
		営業用 8,200円
	貨物用	自家用 6,000円
		営業用 4,500円

※詳細はお問い合わせください。

児童手当制度

## 児童手当制度について

児童手当は、子どもを養育し  
ている者に手当を支給すること  
により、家庭等における生活の安定  
と、次代の社会を担う子どもの健  
やかな育ちに資することを目的  
とし、手当を支給する制度です。

■支給資格者 中学校卒業ま  
で(15歳の誕生日以後の最初  
の3月31日までの)児童を養  
育している方

■支給額

- ・3歳未満 一律1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前 1万  
円(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生 一律1万円

※児童を養育している方の所  
得が所得制限限度額以上の  
場合は、特例給付として月  
額一律5千円を支給します。  
※第3子以降とは、高校卒業  
まで(18歳の誕生日以後の最  
初の3月31日まで)の養育し  
ている児童のうち、3番目  
以降をいいます。

### 申請・届出

子どもが生まれたときや、転  
入してきたときは15日以内の申  
請が必要となります(手続きが

遅れた場合、原則、遅れた月分  
の児童手当等が支給されないの  
でご注意ください)。また、転  
入する場合や、住所や氏名、加  
入する年金制度または医療保  
険制度に変更があった場合は、  
その事実があった日から15日以  
内に手続きしてください。

### 令和4年度の制度改正

■特例給付に所得制限が設け  
られました

所得が所得上限限度額を上  
回る方は、支給資格を喪失し  
ます(例・給与のみの収入で、  
配偶者と子ども2人を扶養し  
ている場合1200万円)。

■現況届の提出が原則不要に  
なりました

これまでは毎年6月1日の  
現況届を届ける必要がありまし  
たが、この届出が原則不要に  
なりました(届出が必要な方に  
は、個別に通知します)。

■問合せ 福祉課社会係 TEL  
735612

## 第16回 枕崎ぶえん鯉スタンプラリー開催中

5.15  
まで  
応募締切

**ルール** 飲食店・おみやげ店・観光施設などを巡り、スタンプを3つ集めて完成です。  
枕崎の特産品を存分に味わってもらうため、必ず1つは飲食店でスタンプを押してください。  
**応募方法** 応募はがきは、枕崎駅舎内や参加店舗に置いてあります。スタンプを押して、郵送(36  
円切手を貼付)してください。

**当選発表** 景品の発送をもって当選者発表とします(抽選日は6月中旬予定)。

**参加店【飲食店】** 魚処なにわ、味処一福、ABC.American bar canon、居酒屋食堂つちふまず、すし匠  
五条、木村本店、Cafe THE OLD MAN、こきこっ子、だいとく、大衆居酒屋チキンマン、魚処まんぼう、  
福寿てんご屋、枕崎お魚センター展望レストランぶえん、旬鮮食楽 燧仁、食工房 彩、花渡川ピアハ  
ウス、喰楽厨房 歌留多、さかなや食堂、みんなのあびす家、Dining Bar ENGINE、お食事処ゆう

**【観光・おみやげ店】** 枕崎駅前観光案内所、南浜館、漁協購買部、お茶の厚石園 港店、南薩地  
域地場産業振興センター、枕崎お魚センター(直営店)、枕崎市かつお公社、まるた屋 お魚セ  
ンター店、薩摩酒造明治蔵、枕崎おだし本舗かつ市、松野下蒲鉾(長吉屋)、くわはら農園+(plus)

**【ホテル・観光】** 枕崎なぎさ温泉、グリーンホテル福住、シティーホテル福住、空と海を臨む宿  
OceanHotellwato、枕崎ステーションホテル、ゲストハウスMac、輝津館(南さつま市)、タツノオト  
シゴハウス(南九州市)、南さつま市観光協会(南さつま市)

**問合せ** 枕崎ぶえん鯉スタンプラリー実行委員会(駅前観光案内所) TEL78-3500  
※店舗の営業状況については直接店舗へお問い合わせください。

